

議員提出第十四号議案

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

平成二十三年度の政府予算が成立し、小学校一年生の三十五人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において成立した。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校二年生から中学校三年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた必要な措置を講ずること、措置を講ずる際に必要な安定した財源の確保も明記された。

義務教育費国庫負担制度は、憲法に規定されている義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに妥当な規模と内容の義務教育を保障するため、国が必要な経費を負担するもので、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として大きな役割を果たしている。また、平成十六年度から導入された総額裁量制により、教職員の配置や学級編制についての地方公共団体の自由度が拡大し、本県においても小学校一・二年生、中学校一年生への三十人学級が導入され、県民・保護者から大いに評価されている。

しかし、義務教育における国と地方の役割等についての論議が十分にされないまま、義務教育費国庫負担制度は堅持されてはいるが、平成十八年度から国の負担割合が三分の一に削減されたままになっている。

今後、地方交付税の見直しなどにより地方財政が一層厳しさを増すことが予想される中、義務教育費国庫負担制度の重要性はますます高まっていくことが考えられる。

よって、国会及び政府におかれては、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年八月三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
文部科学大臣 高木義明殿